

デジタル時代の地方自治のあり方に関する研究会（第9回）議事概要

開催日時：令和4年1月27日（木）10:00～12:00

開催場所：WEB会議

出席者：齋藤座長、太田構成員、大屋構成員、金崎構成員、川嶋構成員、原田構成員
牧原構成員、待鳥構成員

事務局：吉川自治行政局長、阿部大臣官房審議官、三橋行政課長、宮崎参事官、
植田市町村課長、森川行政経営支援室長、田中マイナンバー制度支援室長
中西理事官、永淵課長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 事務局説明
3. 意見交換
4. 閉会

【意見交換】

- 国と地方公共団体の関係や地方公共団体間に関する表現について、第1次地方分権改革における国と地方の役割分担を念頭に、「国・地方関係」と表現しているところもあれば、デジタル化と新型コロナ対応において、国と地方の関係だけではなく、都道府県・市町村のような地方公共団体間関係が課題となっていることも踏まえた表現とするのが適切な部分もあると思うが、表現に一貫性を持たせてはどうか。
- デジタル化により都道府県と市町村の事務配分が変質する可能性があるとの記載に関して、都道府県と市町村の事務配分について本研究会ではそれほど議論を深めたわけではないので、どこまで記載すべきか、慎重に検討した方がよいのではないか。
- デジタル化の進展は、行政の効率化と創意工夫によるきめ細かいサービスの提供の両者を可能とする。これらを追及していくと、都道府県の役割が変容する可能性が高いと考えるが、これは、「補完」をより重視することになるのではないか。もう少し慎重な表現ぶりが考えられるのではないか。
- 本研究会では、新型コロナやデジタル化という状況において国と地方の連携に問題があるという論調に対し、単純に国に権限を集約すれば問題が解決するというものではないという見解の方が強かったと考えている。地方自治・地方分権改革が果たしてきた役割の価値を評価した上で、現状を踏まえればどうしても修正が必要な部分については、修正

も視野に入れるくらいの表現ぶりが適切ではないか。

- 第1次地方分権改革時に想定していなかったような事象については見直すこともあり得ることが明確化されるよう、より具体的に記載した方がよいのではないか。
- 国と地方の役割分担については、緊急時対応やデジタル化に直面し、国側の役割を大きくするという集権的な議論が見られる。これまでは、地域のことは地域で決めるべきとの価値観のもと、国から地方へという方向性で議論が進められてきた一方、これは逆の方向性での議論のように見えるが、あくまで従来の地方分権・地方自治の理念自体に影響を及ぼすものではなく、これらの理念を前提とした議論の延長として位置付けることができるのではないか。
- 制度は用意されているものの権限の発動に躊躇したのではないかと記載があるが、まさにそのとおりだと考えている。役割分担と連携についてどう考えていくかは非常に重要なことであり、どのような制度設計をしたとしても、機動的な対応のため連携を行う必要が出てくるのではないか。連携をするからには、両者が自立・対等な関係にあるのが理想的な姿である。
- 国はシステム整備に一定の役割を持つべきであるが、制度ごとに縦割りのソフトウェアができたり、端末をいくつも並べる必要が生じたりといった冗長性が生まれる可能性もある。最適化・総合化した上で地方公共団体にとってベストな組合せを作ることは、地方公共団体レベルでしかできないと考えられるので、今後、システムに関してどのような役割分担をするかが非常に重要となるのではないか。
- 感染症対応に関する国・地方の役割分担について、何が課題であったかを明確にしないまま議論しているような誤解を与えないよう、「可能性がある」との表現については、本研究会での議論や論文等の指摘も踏まえ、「…と考えられる」や「…と評価できる」とした方が適当ではないか。
- 感染症対応における役割分担や情報共有に関して、単純に行政機関間の課題のみに帰着させることはできず、混乱の要因として、政治家間のコミュニケーションもあるのではないか。仮に制度を整備したとしても、国を代表して活動する政治家と地方公共団体を代表して活動する政治家の相互のコミュニケーションが、行政組織間の連携等に影響を及ぼす一つの要因となるのではないか。
- 政治家の発信する声の方が行政組織の発信する声より大きいのは、民主主義のプロセ

スにおいては当然ではないか。

- 政治家は制度外のコミュニケーションをするものだということを前提として、行政の連携やコミュニケーションについて検討する必要があるのではないか。
- 連携や情報共有を進めるべき、役割分担を考え直すべきという議論はあるが、それが難しい原因は何か、どういった観点から進めるべきかという視点が不足しているのではないか。例えば、保健所設置市が大都市に集中しており、当該区域に対して都道府県が権限を持っていないため問題が生じるという指摘は否定しないが、分担・分業の観点からは、大都市が自らの保健所を設置するというのには意義があるのではないかという見方があり得る。感染者が多くなるほど分担・分業を進めたいという契機と、病床が不足する中では一元的な分配を行いたいという契機があり、大都市に権限を持たせるという要請と、都道府県が統一的に対応を行うという要請が相克の構造にあるのではないかと考えている。連携や役割分担について検討するに当たっては、このような構造を意識する必要があるというように、検討に際しての視点を記載すべきではないか。
- 専門職の多い保健所と一般行政組織との関係については重要な記述であるから、「なお」書きにせず、「加えて」などとした方が適当ではないか。
- 感染症対応に関して、既に国・地方の関係については見直しに着手している状況にあると思うので、報告書においては、見直すに当たってどのような視点が必要であるかをまとめることが必要なのではないか。
- 地方分権改革で確立された現行の地方自治法制の基本的な考え方、具体的には、国と地方の対等・協力関係などを前提としたグランドデザインそのものの見直しに関する部分については、中央集権に戻すべきではないかという論調がある中で、本研究会ではその適否を丁寧に見るべきとの問題意識のもとで議論を進めてきたことから、慎重なスタンスとならざるを得ないのではないか。
- 感染症対応について、本研究会で解決策を出さなければならない重要な問題であると扱われているように読める部分があるため、感染症対応はあくまで事例であるという書き方に改める方が全体の構成に整合的ではないか。すなわち、地方自治や地方分権の考え方との関係を議論するにあたって、感染症対応は分かりやすい事例として様々に論じているが、あくまで事例であるということを明確化すべきではないか。
- これまでは、地方分権改革の理念の「対等・協力」のうち「対等」に少し偏っていたため、

「協力」をもう少し前面に出していくということに関して、「協力」という要素が単に理念的に価値があるということだけでなく、デジタル化を踏まえても、「協力」が集権より実態的に意味があるということについて、もう少し積極的に主張すべきではないか。

- 「国の指示権等が整備された事例」とあるが、必ずしも国が指示をすれば解決するわけではないということを本研究会で丁寧に議論してきたのであるから、「指示権」のみでなく「総合調整権」も併せて例示するなど、表現ぶりを工夫すべきではないか。